

西パ健発第 10A0801 号
平成 22 年 8 月 10 日

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 竹本 實生

退職後継続して再雇用された方の被保険者資格の取扱いについて

平素は当組合の事業運営につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、現在は、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年により退職した後、継続して再雇用された場合に限り、使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出する取扱いとしていたところですが、平成 22 年 9 月 1 日より、下記の場合においても、当該取扱いが可能となりますので、お知らせします。

なお、この場合、被保険者資格取得届には、被保険者が退職した後、新たに再雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書、雇用契約書の写し等）を添付していただきますようお願いいたします。

記

特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって

1. 定年制の定めのある事業所において、定年によらずに退職した後、継続して再雇用された場合
2. 定年制の定めのない事業所において、退職した後、継続して再雇用された場合

以上